CORPORATE GOVERNANCE

SAXA Holdings, Inc.

# 最終更新日:2018年12月21日 サクサホールディングス株式会社

代表取締役社長 松尾直樹

問合せ先:03-5791-5511 証券コード:6675

https://www.saxa.co.jp

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# $m{I}$ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

# 1. 基本的な考え方 <sup>更新</sup>

当企業グループは、経営理念「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」およびコーポレートメッセージ「つなげる技術の、その先へ。」に基づき、当企業グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めるものとする。また、コーポレートガバナンスの強化を当企業グループ全体としての重要課題であると認識し、経営の効率化ならびに経営の健全性および透明性を高めるものとする。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則 1-2-4 招集通知の英訳

本年については、当社の株主構成に占める外国人持株比率、招集通知の英訳に係るコストも勘案し、見送ることとしております。今後も外国人持株比率の状況等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

補充原則 4-3-3 CEOの解任手続きの確立

当社は、現在、代表取締役社長(CEO)を解任するための評価基準や解任要件は定めておりません。万が一、代表取締役社長(CEO)が法令・定款に違反する場合や当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合など、解任が相当と考えられる事象が生じた場合には、取締役会において解任を審議し決議することとしております。

#### 原則 4-11 多様性の確保

当社の取締役および監査役の選任にあたっては、知識、経験、能力だけでなく、ジェンダーや国際性等のダイバーシティから生まれる多角的な視点は、当社の企業価値向上に資するとの認識に立ち、多様で有用な人材を制限なく検討する。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1-4いわゆる政策保有株式】

(政策保有株式の基本的な方針)

当社の純投資目的以外で保有する株式は、環境の変化や価格変動リスクが財務状況に大きな影響を与えることに鑑み、業務提携、取引の維持・強化など業務上の必要性が認められる場合に限り、保有を継続し、業務上必要性が認められない場合、売却等の方法により縮減することを基本方針とします。

# (政策保有株式に係る議決権の行使基準)

政策保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するか精査し、必要に応じて政策保有株式として保有する企業との対話を行い、株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、適切に行使するものとします。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役や主要株主との取引については、法律および当社の規程に従い、利益相反が生じる恐れがある取引については、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会の決議または所定の決裁手続を通じて取引条件の相当性をチェックします。また、事後に行われる監査役や会計監査人による監査の対象とします。

## 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、適切な資質を持った人材を配置するとともに育成に努める。また、 年金資産の運用については、財務を担当する部長職を含めて構成する資産運用委員会により、方針を決定する。

### 【原則3-1情報開示の充実】

1.会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページに記載しております。

https://www.saxa.co.jp/about/vision.html

2.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

3.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

下記「II. 1.【取締役報酬関係】」に記載しております。

4.取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

<取締役・監査役の指名方針と手続き>

下記「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。 <取締役の解任方針>

取締役が解任基準の(1)ないし(4)のいずれかに該当する場合、もしくは、該当する恐れのある場合、代表取締役社長は、当該取締役の解任を取締役会に上程するものとする。

#### (解任基準)

- (1)善管注意義務に違反する場合
- (2) 忠実義務に違反する場合
- (3)役員の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある場合
- (4)その他解任について正当な理由があると認められる場合
- 5.取締役の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知に取締役候補者の個々の選解任・指名理由等を記載することとしております。

#### 【原則4-1 取締役会の役割・青務(1)】

#### (補充原則4-1-1)

当社取締役会では、取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定めており、法定事項、定款授権事項等および経営の基本方針に 関する事項ならびに中長期の経営計画等経営上の重要な事項で構成されており、取締役会は、経営方針、経営計画に則した決定をします。

上記以外の業務執行の権限は、社内規程に基づき代表取締役社長、担当取締役、部門長の3段階に分類して委譲するほか、業務運営組織の 長に日常の業務執行の権限を委譲します。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の複数名選任】

当社は、取締役10名中3名が社外取締役であり、そのうち2名を独立社外取締役として東京証券取引所に届け出ております。 独立社外取締役は、当社の独立性基準を満たしております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

下記「II. 1.【独立役員関係】」に記載しております。

#### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

#### (補充原則4-11-1)

下記「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

#### (補充原則4-11-2)

取締役および監査役(候補者を含む)の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類に記載しております。

#### (補充原則4-11-3)

当社は、取締役会の実効性の評価について、取締役の自己評価を取りまとめ、取締役会で分析、評価を行い、取締役会の運営に反映させるものとします。

評価結果の概要は次のとおりです。

#### <当社取締役会の実効性評価の結果について>

#### 1. 評価の方法

当社は、取締役10名(うち、社外取締役3名、うち、独立役員2名)全員に対して質問票によるアンケート方式での自己評価を実施。 全員から得られた回答に基づき、取締役会での議論を踏まえ、分析・評価を行った。

## 〇主な質問事項

- (1)取締役会の構成について
- (2)取締役会の運営について
- (3)取締役会の議題について
- (4)取締役会を支える体制について

## 2. 評価結果の概要

当社においては、コーポレート・ガバナンスの強化を当企業グループ全体として重視する経営を実践しており、コーポレートガバナンス・コードをはじめとするコーポレート・ガバナンスの要請を概ね満たしていると評価された。

#### 3. 実効性向上に向けた取組み

今回の評価の結果課題とされた外部専門家を活用するなど、実効性をより高めてまいります。

# 【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

#### (補充原則4-14-2)

取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために、会社の費用において必要なトレーニングおよび情報提供の機会を提供するものとします。

- (1)新任の取締役および監査役には、就任時に法律やコーポレートガバナンスに関する外部研修等を実施
- (2)上記に加えて、社外役員には、経営理念等の当企業グループの経営に関する説明および当企業グループの事業内容の説明を実施
- (3)その他、取締役および監査役には、就任後の知識更新の機会として、情報交換、相互研鑽、社内・社外教育の場を設けるものとします。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する株主との建設的な対話をおこなうため、次のとおり対応するものとします。 (1)IR体制

株主・投資家の皆様との対話については、総務人事担当役員が統括し、IR担当部署として総務部門が、関係部門と連携して対応するものとします。

### (2)対話の方法

株主等との建設的な対話については、株主総会および個別面談のほか、決算説明会を開催するものとします。

また、決算説明会で説明した事項は、説明会後ただちに当社ホームページに開示し、公表するものとします。

なお、その他、当企業グループの業績のハイライト、主な指標、適時開示情報など、株主に有用な情報を当社ホームページを通じて開示するものとします。

- (3)株主・投資家との対話の内容は、必要に応じ当社経営陣にフィードバックするものとします。
- (4)株主・投資家との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)は伝達しないこととします。

# 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

# 

大株:	主の状	況」	新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
沖電気工業株式会社	806,016	13.93
日本電気株式会社	236,000	4.03
株式会社みずほ銀行	233,952	4.00
株式会社三井住友銀行	176,707	3.02
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	169,799	2.90
水元 公仁	169,200	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	158,200	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	109,800	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託ロ5)	98,100	1.67
株式会社三菱UFJ銀行	95,980	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

# 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# ■ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態
------

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
<b>八</b> 石		а	Ь	С	d	е	f	g	h	i	j	k
布施雅嗣	他の会社の出身者							0				
小口喜美夫	学者											
山本秀男	学者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「A」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
布施雅嗣		沖電気工業株式会社 上席執行役員兼経営管理本部長	経営についての豊富な経験と幅広い識見を当 社の経営に反映していただくため

小口喜美夫	0	成蹊大学理工学部情報科学科教授	<社外役員選任理由> 社外取締役としての能力、人格および識見に優れていること。また、同氏は成蹊大学理工学部情報科学科教授であり、また、長年通信業界の実務に従事し培われた専門家としての豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に反映していただくため。 <独立役員指定理由> 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
山本秀男	0	中央大学大学院戦略経営研究科教授	< 社外役員選任理由> 社外取締役としての能力、人格および識見に 優れていること。また、同氏は経営戦略研究科 教授であり、経営戦略に関する専門的な知識と 豊富な経験および幅広い識見を当社の経営に 反映するため。 <独立役員指定理由> 株式会社東京証券取引所が定める独立役員 の要件を満たしており、当社、関連会社、主要 な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が 報酬を支払っているコンサルタント等の専門家 ならびに主要株主等ではありませんので、一般 株主と利益相反が生じるおそれがないことか ら、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	独立役員連絡会	4	0	0	2	0	2	社外取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	独立役員連絡会	4	0	0	2	0	2	社外取 締役

補足説明 更新

独立役員連絡会は、独立役員全員で構成しており、取締役報酬方針および取締役・監査役指名・解任方針への助言を行っております。

# 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

下記「Ⅱ. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

### 会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係(※)											
<b>八</b> 在	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	m
飯森 賢二	公認会計士													
清水 建成	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- % 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 $\Delta$ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯森 賢二	0	飯森公認会計士事務所 公認会計士	< 社外役員選任理由> 社外監査役としての能力、人格および識見に 優れていること。また、同氏は公認会計士であ り、財務および会計に関する相当な知見を有し ており、監査業務についての十分な知識、経験 を有しているため。 <独立役員指定理由> 株式会社東京証券取引所が定める独立役員 の要件を満たしており、当社、関連会社、主要 な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が 報酬を支払っているコンサルタント等の専門家 ならびに主要株主等ではありませんので、一般 株主と利益相反が生じるおそれがないことか ら、独立役員として指定しております。
清水 建成	0	神谷町法律事務所 パートナー 弁護士	< 社外役員選任理由>     社外監査役としての能力、人格および識見に優れていること。また、同氏は弁護士として企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知識を有しているため。     〈独立役員指定理由> 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

以下の1. ~4. の要件に該当する者は独立役員に指名しないものとします。 なお、属性情報開示要件に該当する者については、属性情報を考慮し判断いたします。

- 1. 主要株主(※1)または親会社等との関係
- (1) 最近において親会社の業務執行者(※2)(社外監査役候補者の場合、監査役を含む)である者
- (2)現在および最近において親会社の業務執行者(社外監査役候補者の場合、監査役を含む)である者の近親者

#### <属性情報開示要件>

- (1)過去において親会社の業務執行者(社外監査役候補者の場合、監査役を含む)であった者
- (2)現在および過去において主要株主の業務執行者である者
- 2. 当社ならびに子会社および兄弟会社との関係
- (1) 最近において兄弟会社の業務執行者である者
- (2)現在および最近において兄弟会社の業務執行者および子会社(会社法第2条第3項に定める子会社、 以下同じ。)の業務執行者(社外監査役候補者の場合、子会社の非業務執行取締役を含む)である者の近親者
- (3)最近において当社の業務執行者(社外監査役候補者の場合、非業務執行取締役を含む)であった者の近親者 <属性情報開示要件>
- (1)過去において当社および子会社の業務執行者(社外監査役候補者の場合、非業務執行取締役を含む)であった者
- (2)過去において兄弟会社の業務執行者であった者
- 3. 主要な取引先(※3)との関係
- (1)現在および最近において主要な取引先およびその業務執行者である者
- (2)現在において上記(1)の近親者
- <属性情報開示要件>
  - (1)過去において主要取引先の業務執行者であった者
- (2)現在において取引先(主要取引先を除く)の出身者である者
- 4. 専門的サービスの提供者、寄付先、社外役員の相互就任関係にある先との関係
  - (1)現在および最近において役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※4を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家もしくはそこに所属していた者。ただし、買収防衛策における独立委員会委員は除く。
- (2)現在において上記(1)の近親者
- <属性情報開示要件>
- (1)過去において前号(1)である者
- (2)現在において相互就任先または寄付先※4の出身者である者
- ※1 主要株主:発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主とする。
- ※2 業務執行者:業務執行取締役および使用人(会社法施行規則第2条)
- ※3 主要な取引先: 当社および子会社と債権または債務の年間取引額が連結売上高の3%以上ある取引先とする。
- ※4 多額の金銭その他の財産および寄付先の要件は、前事業年度の取引額が、個人の場合 5百万円超、組織の場合 12百万円超える場合とする。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与は実施しておりませんが、職務と企業業績に応じて報酬を決定しており、株主総会で承認された範囲内で支給しております。

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

定款または株主総会決議に基づく報酬として、取締役11名に対し143百万円を支払っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針

の有無<sup>更新</sup>

あり

当社取締役および監査役の報酬については、「企業価値の最大化を図り、株主の期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい 処遇とすることを、基本方針とし、株主総会の決議により決定した報酬限度額の範囲において、次のとおり決定するものとします。

- (1)取締役の報酬は、単年度連結業績評価に基づき、基本となる報酬額から一定の範囲で変動するものとします。
- (2)社外取締役および社外監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬とします。
- (3)役員賞与については、配当することを前提として、単年度連結業績評価に基づき、支給額を決定し、株主総会決議をもって当該年度に在任 した役員に対して支給することとします。
- (4)社外役員を除く取締役および監査役は、役員持株会に報酬の一部を拠出することとします。
- 上記の報酬方針の決定にあたっては、手続きの透明性および健全性を確保するため、事前に独立役員連絡会において意見を聴取したうえで、取 締役会において決議するものとします。

報酬の金額、時期および方法等は、取締役については、取締役会に、監査役については、監査役の協議によりそれぞれ決定するものとします。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部門が補佐する体制をとっております。特に重要な事項については事前説明を行っております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職•地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

対象者はおりません。

# 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) <sup>更新</sup>

#### 【現状の体制の概要】

当社は、法定機関として、取締役会、監査役会および会計監査人を設置しております。

また、当企業グループにおける業務および職務の執行の適法性、適正性および妥当性を確保するため、当企業グループ全体のリスクマネジメント およびコンプライアンスを統括する委員会ならびに内部監査部門を設置しております。

## <取締役会>

当社取締役会は、10名以内で構成します。

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、以下の要件を満たす構成とします。

- (1)取締役会の透明性・公正性を担保するため、知識・経験・能力等の多様性を確保します。
- (2) 当企業グループの戦略的な方向付けを行ううえで必要となる、当企業グループの事業やその課題に精通する者を一定数確保します。
- (3)取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図ること、また、当社経営陣から独立した視点またはステークホルダーとしての視点から 当企業グループの経営への積極的な意見や問題提起および評価することを目的に、社外取締役を2名以上確保します。

取締役の候補者には、本人の経歴および能力を踏まえ、経営者としての視点を持ち、当企業グループ全体の発展と経営の高度化に寄与できる人 物を指名します。

上記の指名方針の決定にあたっては、手続きの透明性および健全性を確保するため、事前に独立役員連絡会において意見を聴取したうえで、取 締役会において決議します。

取締役候補者は、指名方針に基づき最も適当と思われる者を代表取締役社長が指名し、常務会で審議し、取締役会において決議します。

#### <常務会>

当社は、経営の重要事項について協議し、取締役会へ上申する機関として常務取締役以上の役員を構成員とする常務会を設置します。 常務会は、原則として月1回開催し、必要がある場合は随時開催します。

#### <監査役会>

当社監査役会は、4名以内で構成します。うち2名を社外監査役として指名し、1名は、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者としま す。

監査役については、監査役としての適切な経験・能力、人格および識見に優れ、監査業務について必要な財務・会計・法務に関する知識を有して いる者を監査役に指名します。

社外監査役には、当社の社外性、独立性の判断基準を満たした当企業グループ内で得られる知識・経験等とは異なる知識・経験等も保有してい る者を指名します。

上記の指名方針の決定にあたっては、手続きの透明性および健全性を確保するため、事前に独立役員連絡会において意見を聴取したうえで、取 締役会において決議します。

監査役候補者は、指名方針に基づき最も適当と思われる者を代表取締役社長が指名し、監査役会の同意を得たうえで、常務会で審議し、取締役 会において決議します。

監査役は、取締役会、常務会およびグループ経営会議への出席、また、稟議書、重要会議資料および寄付金に関する申請書等を必要に応じて閲

覧する等により、取締役の業務執行の適法性、妥当性について監査しております。取締役および使用人は、「内部統制システムの整備に関する基本方針9(2)」に定める事実が発生した場合は、その都度監査役に報告します。

各部門長は、監査役に定期的に業務執行状況について報告します。

監査役会は、原則として毎月1回開催し、取締役の業務執行状況についての監査報告その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定等を行い、また、必要がある場合は随時監査役会を開催します。

#### <独立役員連絡会>

独立役員連絡会は、独立役員全員により構成します。

当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するため、独立役員連絡会を設置します。

#### <会計監査人>

会計監査人は、新日本有限責任監査法人を選任しております。

定期的に会計監査を受けるほか、随時相談を行うなど会計処理の透明性と正確性の向上に努めるものとします。

#### <CSR委員会>

CSR委員会は、代表取締役社長、業務執行取締役、サクサ株式会社代表取締役社長、サクサテクノ株式会社代表取締役社長および委員長が指名した者で構成します。

当社は、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針に従い、リスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括するCSR委員会を原則として半期に一度開催し、当企業 グループのリスクマネジメントの状況およびコンプライアンスの状況について報告し、必要に応じてリスクマネジメントおよびコンプライアンスに関する事項等について審議、決定します。

#### <内部監査部門>

内部監査部門である監査室は、5名で構成し、当企業グループ全体を対象に業務および事業活動について実態を調査・把握し、内部統制の観点から、公正、かつ、客観的な立場で評価・確認し、助言・勧告を行うことにより、不正過誤の防止に役立てるとともに、業務の改善および効率化を図り、経営の合理化ならびに事業の健全な発展に資する内部監査を実施します。

監査室は、内部監査の結果を担当取締役に報告のうえ、代表取締役社長に報告します。

### ■監査役、内部監査部門および会計監査人との相互連携

監査室は、内部監査の結果を監査役に随時報告します。また、財務報告に係る内部統制監査の一環として、会計監査人と年度監査計画の通知 等、面談を通して適宜連携します。

監査役は、決算期および第1四半期累計期間、第2四半期累計期間、第3四半期累計期間に係る会計監査人監査(レビュー)終了後ならびに監査計画策定時に会計監査人と意見交換を行い、また、グループ会社監査役連絡会を開催し、当企業グループ各社の監査役との意思疎通および情報交換を行うものとします。

#### ■社外取締役および社外監査役と内部監査部門、会計監査人または内部統制部門との連携

(1)社外取締役と社外監査役の連携

社外取締役と社外監査役はその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、独立役員連絡会を通して必要な情報を入手して意見交換を行い、連携します。

(2)内部監査部門との連携

社外取締役と社外監査役は、独立役員連絡会を通して監査室と意見交換を行い、連携します。

(3)会計監査人との連携

云引血量へとい達場 社外取締役は取締役会、社外監査役は監査役会を通して会計監査人と情報・意見の交換を行い、連携します。

(4)内部統制部門との連携

社外取締役は、取締役会において社内の取締役、監査役および社外監査役とともに、内部統制部門であるCSR推進室から内部統制システムの運用状況の報告を受け、必要に応じて意見を述べるものとします。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2.」に記載の機関および組織のほか、内部監査および内部統制担当取締役を置き、これらの連携によって当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能するものとして、現状の体制を選択しております。

# **加**株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

# 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じての議決権の行使を可能としております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知、報告書(事業報告を含む)および株主総会の議 決権行使結果(臨時報告書)を掲載しています。

# 2. IRに関する活動状況 <sup>更新</sup>

	補足説明	代身 制 よる の 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、HPに公表しております。 https://www.saxa.co.jp/ir/information/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算に合わせ説明会を開催し、代表者が出席して説明を行っておりま す。	あり
IR資料のホームページ掲載	広報発表と同時に資料の掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として総務部門内にIR担当を設置しております。	

# 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明			
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	「企業行動憲章」においてステークホルダーの立場の尊重について規定しております。			
環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業行動憲章」にCSRおよび環境活動に関する事項を規定しております。また、環境宣言および環境方針に基づき、(CO2削減、環境教育、環境報告書の作成など)幅広い取組みを行っております。			
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「企業行動憲章」に正確な企業情報を適時に開示し、企業の透明性を高めることを規定しております。			

# **W**内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムの整備に関する基本方針について】

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

- 1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1)当企業グループにおけるコンプライアンス意識の確立および維持を図るため、コンプライアンスに関する基本方針を定め、当企業グループの 取締役および使用人にコンプライアンス教育を実施し、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会(統括責任者: 当社代表取締役社長、統括部門: 当社リスク管理部門) およびヘルプライン(コンプライアンス相談窓口)を設置し、法令、定款および社会倫理に反する行為等の早期発見に努めるとともに、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行う。
- (3)ヘルプラインに相談または報告のあった事項については、ヘルプラインの運用について定めた社内規程に基づき適切に対応する。 なお、情報提供者に対してヘルプラインへの通報およびヘルプラインに相談ならびに報告のあった事項に関する調査への協力を理由とした 不利益な取扱いは行わないものとするとともに、情報提供者の情報を秘匿する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行状況を示す重要な情報については、法令および社内規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。

- 3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、当企業グループにおけるリスクマネジメントに関する事項について定めた社内規程に基づき、リスクマネジメント体制の運用を行う。
- (2)当企業グループ各社に設置するリスク責任者は、各社におけるリスクマネジメントを行い、リスクマネジメントの状況を当該会社の担当取締役 および当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会に定期的に報告する。
- 4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)職務権限に関する社内規程に基づく職務権限の委譲および決裁手続の簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
- (2)取締役の職務の執行が効率的に行えるよう、業務の合理化、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を図り、継続的な見直しを実施する。
- 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を置き、当企業グループ全体に適用するリスクマネジメントに関する社内規程ならびにコンプライアンスに関する基本方針に基づき、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 当企業グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、あらかじめ定めた対応部門が、外部専門機関(警察・ 弁護士等)と連携して、法的に対応し、問題を解決していく。
- (3)内部監査部門を置き、当企業グループ全体の業務執行について内部監査を実施する。
- 6. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

当企業グループの経営の重要事項については、当社が定める当社子会社の経営執行に関する重要事項の取扱いを定めた規程に基づく報告をする。

- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
- 取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を監査役の職務の補助にあたらせる。
- 8. 前項の使用人の取締役からの独立性等に関する事項
- 前項の監査役の職務の補助にあたる使用人について、取締役はその独立性および監査役の指示の実効性を確保する。
- 9. 監査役への報告に関する体制
- (1)監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要事項に関する意思決定を確認することができる。
- (2) 当企業グループの取締役および使用人等ならびに子会社の監査役は、次に定める場合は、当社の監査役に報告する。
- ア. 当企業グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生し、または発生するおそれがある場合
- イ. 当企業グループに重大な法令または定款違反が発生し、または発生するおそれがある場合
- ウ. 当社の監査役から報告を求められた場合
- (3) 当企業グループ各社は、定期的に各社の業務状況について監査役に報告する。
- (4)上記(2)および(3)の報告をした者に対して、当該報告を理由とした不利な取扱いを行わないものとする。
- (5)ヘルプラインに相談または報告があった場合、監査役に報告し、その対応結果についても報告する。
- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役は、取締役の職務の執行に係る情報を閲覧することにより、取締役の業務執行を監査することができる。
- (2)監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報を交換するなど連携を密にし、監査体制を強化することができる。
- (3)監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求することができる。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

内部統制システムの整備に関する基本方針5.(2)に記載のとおりであります。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

- 1. 内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、グループ行動規範に反社会的勢力への対応を次のとおり定め、当企業グループ全体に周知徹底するとともに教育を行っております。
- (1)市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体の不当な要求には毅然として対応します。
- (2) 自らの利益を得るために、反社会的勢力および団体を利用しません。
- 2. 当社CSR推進室を対応部門とし、外部専門機関(警察・弁護士等)と情報交換等連携を図っております。



#### 1. 買収防衛策の導入の有無

### 買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成28年5月20日開催の当社取締役会において、平成22年4月30日開催の当社取締役会において定めた、会社法施行規則第118条第3号における、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに基本方針の実現に資する特別な取組みの一部改定を決議するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下改定後のものを「本ルール」といいます。)を導入(更新)することとして当社株主総会に付議することを決議し、平成28年6月29日開催の当社第13回定時株主総会において承認されました。なお、主な概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ア. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- イ. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ウ. 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- エ. 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- オ. 買付けの条件等(対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等)が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として 不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとす各ステークホルダー(利害関係人)の 利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

(2)基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由当社取締役会は、上記「(1)」に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されるとを防止するための取組みとして、本ルールを導入(更新)することが、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要不可欠であると判断しました。

また、基本方針に照らして不適切なものによって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、以下 の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とする ものではないと判断しております。

- ア. あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること
- イ. 株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て 買収防衛策を導入すること
- ウ. 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること
- エ. 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること
- オ. 本ルールの有効期限が平成31年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できることなお、当社取締役会は、本ルールの導入(更新)を行うことについて独立委員会へ諮問し、独立委員会から適当である旨の勧告を受けております。

### (3)本ルールの概要

本ルールは、次の「ア」または「イ」に該当する買付けまたはその申し入れ(以下、あわせて「買付け等」といいます。) がなされる場合に、買付け等を行う買付者および買付提案者(以下、「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等について情報収集、検討等を行うために合理的に必要な期間を確保したうえで、株主の皆様

に当社経営陣の意見表明や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

- ア. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- イ. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

#### (4)防衛策の内容

買付者等が本ルールに定められた手続きを遵守しない場合または買付者等が本ルールを遵守しても、防衛策発動要件のいずれかに該当することにより防衛策を発動すべきとの結論に達した場合は、当社取締役会は、社外有識者3名で構成される独立委員会の勧告を受け、当社取締役会の決議により、新株予約権(当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたもの。)の無償割当を実施することにより、買付者等の当社株券等保有割合を低下させます。

#### (5)独立委員会の設置

本ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するため、社外有識者3名で構成する独立委員会を設置しております。

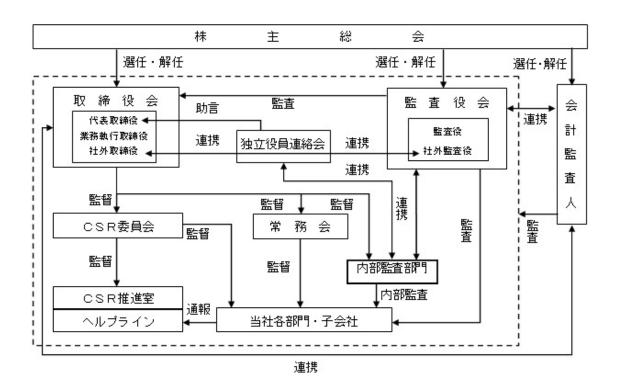
なお、独立委員会委員の構成は次のとおりです。

#### <独立委員会委員>

- 〇 河野 敬(弁護士)
- 〇 山崎 勇人(弁護士)
- 〇 高口 洋士(公認会計士)

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

# 【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



## 【適時開示体制の概要(模式図)】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

# 1. 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

当企業グループは、「法令遵守および高い倫理観のもと良識に従い行動する」および「正確な企業情報を適時に開示し、企業活動の透明性を高める」ことを企業行動憲章に掲げ、これを実践することにより、あらゆるステークホルダーとの高い信頼関係を構築してまいります。

# 2. 情報開示の社内体制

